

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合等には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に収集・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 担当課体制の構築

市は、市外における多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は事案の発生のおそれを把握した場合において、情報収集を行うため、防災危機管理課職員による情報収集体制を速やかに構築する。

(2) 緊急事態連絡室の設置

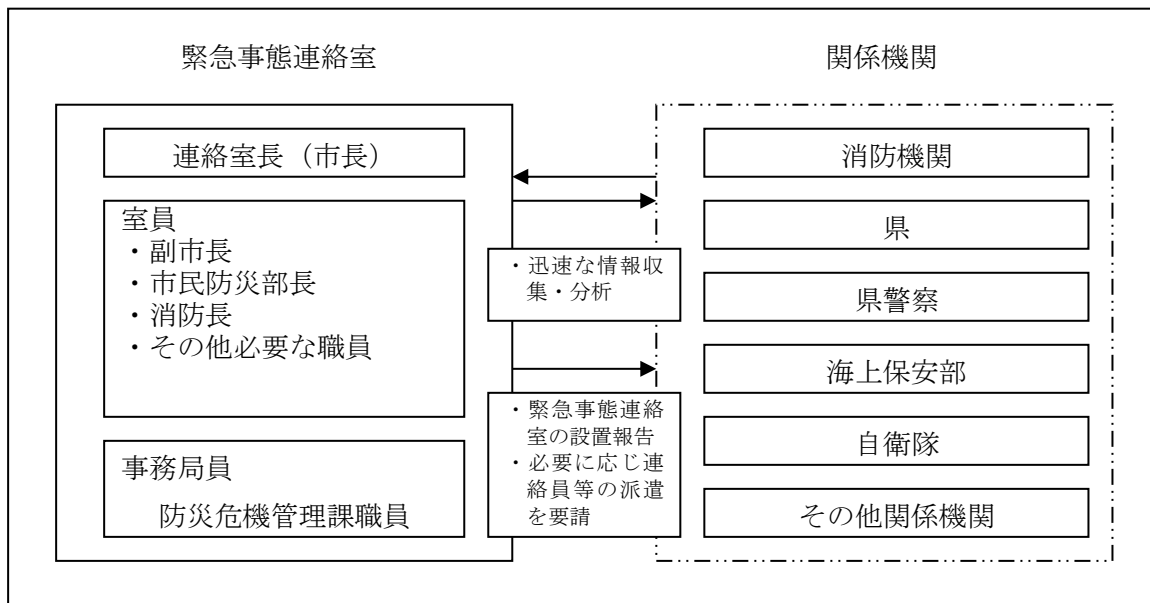
①緊急事態連絡室の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は事案の発生のおそれを把握した場合において、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。

②緊急事態連絡室の構成

緊急事態連絡室は市長を室長とし、副市長、市民防災部長及び消防長を室員、防災危機管理課職員を事務局員とする。なお、事案の状況に応じて市長が必要と認める職員も室員とする。

＜緊急事態連絡室の構成等＞



※住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び部長等に報告するものとする。

③緊急事態連絡室の設置に伴う措置等

緊急事態連絡室は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

また、緊急事態連絡室長は、必要に応じ、関係機関に対し連絡員等の派遣を要請する。

(3) 緊急事態連絡室における初動措置

市は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救助・救急等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、国による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(4) 県等への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

2 市対策本部に移行する場合等の調整

(1) 緊急事態連絡室から移行する場合の調整

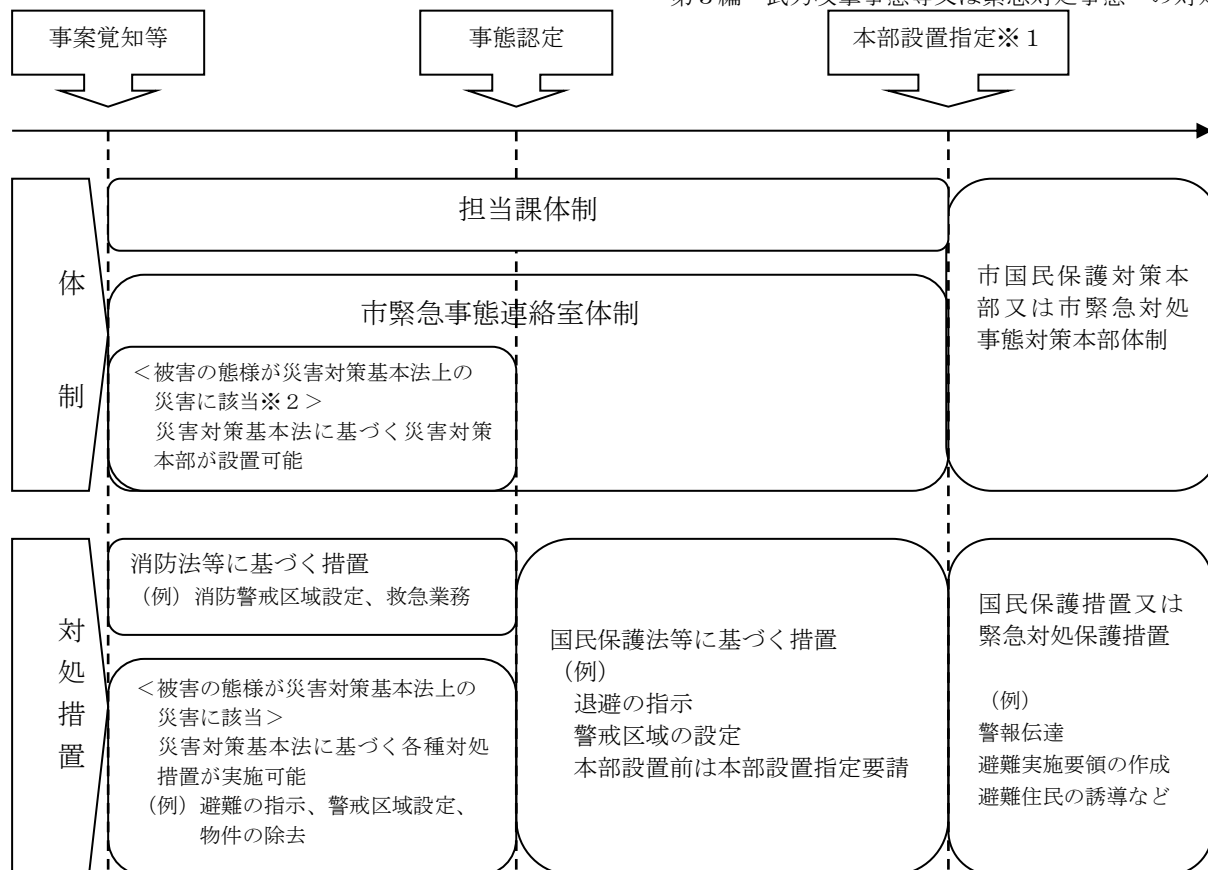
市は、緊急事態連絡室を設置した後に、市対策本部の設置に係る内閣総理大臣からの指定の通知を受けた場合は、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

(2) 八戸市災害対策本部（以下「市災害対策本部」という。）から移行する場合の調整

市は、市対策本部の設置に係る内閣総理大臣からの指定の通知がない場合にあつて、災害対策基本法に基づく市災害対策本部を設置しているときにおいて、その後、市対策本部の設置に係る指定の通知を受けたときは、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市災害対策本部を廃止する。

この場合において、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

なお、市災害対策本部を設置することができるのは、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当し、被害に係る事案の発生原因が不明の期間に限られる点に留意する。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等又は緊急処理事態の認定が行われたが当市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設の警戒状況の確認等を行い、当市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部を設置する場合の手順

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする。

③ 市対策本部の本部員及び関係職員の参集

市は、本部員及び関係職員に対し、職員参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市は、市庁舎内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、市対策本部を設置したときは、直ちに、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、あらかじめ市対策本部の予備施設を指定する。

また、市の区域を越える避難が必要で、区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

2 市対策本部の組織構成及び機能等

(1) 市対策本部の組織構成

① 市対策本部長、副本部長及び本部員

市対策本部の本部長は市長をもって充て、副本部長に副市长をもって充てる。

本部員は、教育長、病院事業管理者、市民防災部長、市民病院事務局長、会計管理者、消防長及び市各部の部長をもって充てる。

② 本部会議の設置

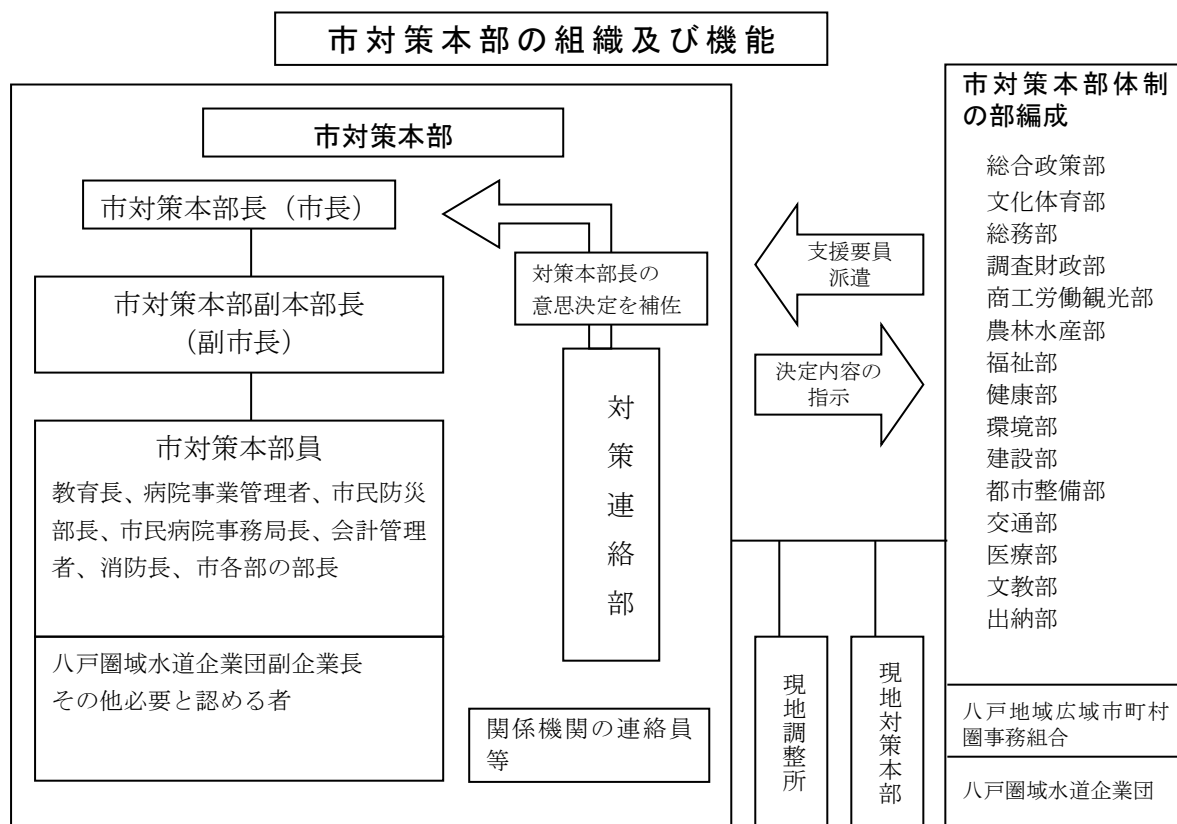
市対策本部に、市対策本部長、副本部長及び本部員をもって構成する本部会議を置く。

本部会議は、国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する重要事項を協議する。

本部会議は市対策本部長が主宰し、市対策本部長が主宰できないときは、副本部長がこれを代理する。

本部会議を設置した場合、市対策本部長は、必要があると認めるときは、八戸圏域水道企業団副企業長及びその他必要と認める者を、本部会議に出席させることができる。

また、市対策本部長は、必要に応じ、他の関係機関に対し連絡員等の派遣を要請する。



③ 対策連絡部の設置

市対策本部に、市対策本部長の意思決定を補佐するため、対策連絡部を置き、部長は市民防災部長をもって充てる。

④ 対策連絡部の機能

対策連絡部の機能を下表のとおり定める。

部名	部長	班名	班長	所掌事務又は業務	要員
対策連絡部	市民防災部長（次長）	対策推進班	防災危機管理課長（防災危機管理GL）	1 市対策本部会議の運営に関する事項 2 収集した情報を踏まえた市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 3 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 4 市が行う国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する調整 5 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 6 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 7 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況 ○安否情報の総括 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 8 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置又は緊急対処保護措置の記録	防災危機管理課職員 くらし交通安全課職員
		庶務班	くらし交通安全課長（防犯交通安全GL）	1 市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 2 市対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 3 国民の権利利益の救済に係る総合的な窓口に関する事項 4 市民相談所に関すること	

部名	部長	班名	班長	所掌事務又は業務	要員
		避難所班	市民課長 (国保年金課長)	1 避難所の開設・運営に関する事 2 炊き出しその他食品の供給に関する事 3 避難者の把握（立退先等）及び安否情報の収集・整理に関する事 4 埋火葬の証明に関する事 5 避難所収容者名簿の作成に関する事 6 市民サービスセンターの被害調査に関する事 7 災害情報等についての市対策本部への連絡に関する事（対策推進班及び調査班） 8 管内関係団体との連絡に関する事	市民課職員 国保年金課職員 介護保険課職員 高等看護学院職員 市民サービスセンター職員 まちづくり文化推進室職員 スポーツ振興課職員 八戸ポータルミュージアム職員 農業経営振興センター職員 観光課職員 出納室職員 屋内スケート場建設推進室職員 国体室職員 監査委員事務局職員 新美術館建設推進室職員
(備考) 1 部長の項中、括弧書きに規定する者は、当該部長が不在又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。 2 次長を2人置く場合は、当該部長があらかじめ指定する当該部の次長がその職務を代理するものとする。 3 班長の項中、括弧書きに規定する者は、当該班長が不在又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。 4 班長は、所属する要員を統括し、市対策本部の事務にあたるものとする。					

(2) 市対策本部体制の部編成及び機能

ア 市各部局等における所掌事務又は業務

部名	部長	班名	班長	所掌事務又は業務	要員
総合政策部	総合政策部長(次長)	調整広報班	広報統計課長 (政策推進課長)	1 災害関係の陳情に関する事 2 通信(電話・郵便)、電力、ガス関係の被害調査に関する事 3 災害の取材(写真を含む)に関する事 4 災害の広報(マスコミ対応含む)に関する事 5 広聴活動に関する事 6 ボランティアに関する事 7 諸団体(自主防災組織・市民団体・町内会等)への協力要請に関する事 8 在住外国人支援団体等との連絡調整に関する事	政策推進課職員 市民連携推進課職員 広報統計課職員
		南郷班	南郷事務所長 (副所長)	1 本庁各部、関係機関との連携に関する事 2 南郷地区内への警報、緊急通報及び避難の指示の内容並びに退避の指示等の伝達に関する事 3 南郷地区内の被災情報・安否情報の収集及び伝達に関する事	南郷事務所職員
文化体育部	まちづくり文化スポーツ部長(次長)	文化班	まちづくり文化推進室長 (まちづくり支援GL)	1 文化体育部内の連絡調整に関する事 2 文化施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 避難所班の応援に関する事。(まちづくり文化推進室、スポーツ振興課、八戸ポータルミュージアム担当避難所)	まちづくり文化推進室職員 新美術館建設推進室職員 八戸ポータルミュージアム職員 八戸ブックセンター職員
		体育班	スポーツ振興課長 (スポーツ振興GL)	1 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関する事	スポーツ振興課職員
総務部	総務部長(次長)	総務班	総務課長 (総務選挙GL)	1 市議会との連絡に関する事 2 国、県等からの視察者及び見舞者の応接に関する事 3 被害地の視察に関する事 4 庁内情報通信ネットワークに関する事	総務課職員 情報システム課職員
		秘書班	秘書課長 (秘書GL)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事	秘書課職員

部名	部長	班名	班長	所掌事務又は業務	要員
		管財班	行政管理課長 (庁舎管理GL)	1 市庁舎及び所管施設の被害調査に関すること 2 有線電話の確保及び臨時電話の架設に関すること 3 車両等の確保及び配車に関すること 4 市有財産の被害調査及び応急対策に関すること	行政管理課職員
		動員班	人事課長 (人事研修GL)	1 庁内職員等避難者の整理誘導に関すること 2 職員の非常招集及び配置に関すること 3 応援職員の要請及び連絡調整に関すること 4 駅前、災害現場等の案内所の設置運営に関すること	人事課職員 行政管理課職員
調査 財政部	財政部長 (次長)	財政班	財政課長 (一般会計GL)	1 調査財政部内の連絡調整に関すること 2 災害応急対策関係予算の措置に関すること	財政課職員
		調達班	契約検査課長 (物品調達GL)	1 食糧品及び燃料等の調達に関すること 2 災害対策用物品、資機器材の調達に関すること 3 応急復旧工事の請負契約に関すること	契約検査課職員
		調査班	住民税課長 (資産税課長)	1 市民サービスセンター及び住民等からの被害情報の収集に関すること 2 建物及び工作物の被害状況並びに被災者実態調査に関すること 3 被災者名簿の作成に関すること 4 被害届の受付及び罹災証明の発行に関すること 5 災害に伴う市税の減免措置に関すること	住民税課職員 資産税課職員 収納課職員 建築指導課職員 (建築技術職員) 財政課職員
商工労働観光部	商工労働観光部長 (次長)	商工班	商工課長 (産業労政課長)	1 商工労働観光部内の連絡調整に関すること 2 備蓄物資(支援物資を除く)の搬入に関すること 3 商工業の被害調査並びに応急対策に関すること 4 商工業関係の被害証明及び商工業関係の被災者への融資のあっせんに関すること 5 船舶(貨物船・フェリー)の被害調査に関すること	商工課職員 産業労政課職員
		観光物産班	観光課長 (誘客宣伝GL)	1 観光関係の被害調査及び応急対策に関すること 2 海水浴場及び観光施設等の安全対策に関すること	観光課職員

部名	部長	班名	班長	所掌事務又は業務	要員
農林水産部	農林水産部長 (次長)	農林班	農政課長 (農林畜産課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産部内の連絡調整に関すること 2 農林業関係被害調査及び応急対策に関すること 3 主要食糧の確保及び応急供給に関すること 4 災害用備蓄食料の搬入に関すること 5 生鮮食料品等の確保に関すること 6 農林業関係被災者への融資のあっせんに関すること 7 農林業関係の被害証明に関すること 8 農業経営振興センター施設の被害調査並びに応急対策に関すること 	農政課職員 農林畜産課職員 農業経営振興センター職員
		水産班	水産事務所長 (副所長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産業関係施設及び水産物等の被害調査、応急対策に関すること 2 船舶関係の被害調査及び応急対策に関すること 3 生鮮食料品等の確保に関すること 4 水産業関係被災者への融資のあっせんに関すること 5 水産業関係の被害証明に関すること 6 漁港の被害調査及び応急対策に関すること 	水産事務所職員
		中央卸売市場班	中央卸売市場長 (業務GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央卸売市場施設の被害調査及び応急対策に関すること 	中央卸売市場職員
福祉部	福祉部長 (次長)	福祉班	福祉政策課長 (生活福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉部内の連絡調整に関すること 2 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(搬入)に関すること 4 救援金及び支援物品(備蓄物資を除く)の受領、保管及び搬入(救援金の保管を除く)並びに配分に関すること 5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、並びに災害援護資金の貸付に関すること 6 救援金の配分計画及び配分に関すること 7 遺体の埋火葬に関すること 8 要配慮者の安全確保対策に関すること 9 被災者の生活再建までの長期的な支援の総括に関すること 10 他市町村からの避難者の支援に関すること 	福祉政策課職員 生活福祉課職員 こども未来課職員 子育て支援課職員 高齢福祉課職員 障がい福祉課職員

部名	部長	班名	班長	所掌事務又は業務	要員
健康部	健康部長 (保健所長)	保健衛生班	保健所長 (副所長)	1 健康部内の連絡調整に関する事 2 医療機関及び介護保険事業所等施設の被害調査に関する事 3 医療、助産及び保健に関する事 4 避難所等における衛生指導及び衛生保持に関する事 5 防疫に関する事 6 遺体の処理（埋葬を除く）に関する事 7 負傷者の把握に関する事 8 医療関係団体等との連絡調整に関する事 9 毒物及び劇物による被害の防止に関する事 10 愛護動物の保護・管理に関する事	保健総務課職員 健康づくり推進課職員 保健予防課職員 衛生課職員 介護保険課職員 総合保健センター推進室職員 高等看護学院職員
環境部	環境部長 (次長)	環境班	環境政策課長 (環境保全課長)	1 環境部内の連絡調整に関する事 2 環境汚染の防止に関する事 3 し尿の汲み取り料金の支給に関する事	環境政策課職員 環境保全課職員
		災害廃棄物処理班	清掃事務所長 (管理GL)	1 廃棄物処理施設の被害調査に関する事 2 災害廃棄物の処理に関する事 3 清掃に関する事	清掃事務所職員 八戸清掃工場職員 八戸リサイクルプラザ職員 八戸環境クリーンセンター職員
		下水道班	下水道業務課長 (下水道建設課長)	1 下水道関係施設（公共下水道・農業集落排水）の被害調査及び復旧対策に関する事	下水道業務課職員 下水道建設課職員 下水道施設課職員
建設部	建設部長 (次長)	土木第一班	港湾河川課長 (管理GL)	1 建設部内の連絡調整に関する事 2 道路、橋りょう、港湾等（フェリーターミナル含む）の被害調査及び応急対策に関する事 3 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関する事 4 水防に関する事 5 障害物の除去に関する事	港湾河川課職員 道路維持課職員 道路建設課職員 区画整理課職員 駅西区画整理事業所職員
		土木第二班	道路維持課長 (道路建設課長)		

部名	部長	班名	班長	所掌事務又は業務	要員
		建築住宅班	建築住宅課長 (建築第一GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共建築物の被害調査及び応急処理に関する こと (各所管課との協同による) 2 指定避難施設の安全確認に関すること 3 応急仮設住宅の設置に関すること 4 市営住宅の被害調査に関すること 5 応急仮設住宅の設置に必要な調査に関する こと 6 応急仮設住宅の入居者の選定及び入居に関す ること 7 災害公営住宅の建設及び既設公営住宅への特 定入居に関すること 8 住宅の応急修理制度に関すること 	建築住宅課職員
都市整備部	都市整備部長 (次長)	都市計画班	都市政策課長 (都市計画GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市整備部内の連絡調整に関すること 2 管理施設の被害調査応急対策に関すること 3 旅客運送(鉄道・バス・船舶)関係の被害調 査に関すること 4 公共交通の維持・確保に関すること。(交通 部との連携に関すること・旅客運送の運航状況 の広報に関すること) 	都市政策課職員
		区画整理班	区画整理課長 (区画整理GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施行中の区画整理事業に関する被害調査及び 応急対策に関すること 	区画整理課職員 駅西区画整理事業所職員
		公園緑地班	公園緑地課長 (管理緑化GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園施設の被害調査及び応急対策に関するこ と 	公園緑地課職員
		建築指導班	建築指導課長 (開発指導GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住 宅融資のあっせんに関すること。 2 被災住家及び工作物等の現地確認、指導に関 すること 3 建物及び工作物の被害状況の技術的事項に関 すること 4 住宅の応急修理に必要な調査に関すること 	建築指導課職員
交通部	交通部長 (次長)	運輸班	運輸管理課長 (管理GL)	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通部内の庶務及び連絡調整に関すること 2 交通部の管理に係る施設の被害調査及び応急 対策に関すること 3 職員の非常招集及び配置に関すること 4 バス緊急輸送の確保に関すること 5 バス運行路線の確保に関すること 6 バス運行の広報に関すること 7 緊急輸送車両の整備に関すること 8 資機材及び燃料の確保に関すること 	運輸管理課職員

部名	部長	班名	班長	所掌事務又は業務	要員
医療部	市民病院事業管理者（事務局長）	医療管理班	管理課長 （物流施設課長）	1 医療部内の庶務及び連絡調整に関すること 2 市長部局との連絡調整に関すること 3 市民病院の管理に係る施設の被害調査及び復旧応急対策に関すること 4 職員の非常招集及び配置に関すること 5 収容患者の給食の確保に関すること 6 安否情報の収集・整理に関すること	管理課職員 物流施設課職員 医事課職員
		医療班	副院長	1 傷病者等の医療救護及び看護に関すること 2 医療薬剤及び資材の供給確保に関すること 3 患者の避難誘導に関すること 4 保健衛生班への応援に関すること	診療局職員 救命救急センター職員 周産期センター職員 新生児集中治療センター職員 化学療法センター職員 薬局職員 看護局職員 臨床研修センター職員 地域医療連携室職員 医療安全管理室職員
文教部	教育長（教育部長）	文教庶務班	教育総務課長 （学校財務GL）	1 文教部内の庶務及び連絡調整に関すること 2 市立学校施設の被害調査及び応急対策に関すること 3 職員の非常招集及び配置に関すること 4 文教関係の被害記録に関すること	教育総務課職員
		学校教育班	学校教育課長 （教育指導課長）	1 被災児童生徒等（幼児含む。以下同じ。）の調査に関すること 2 応急の教育に関すること 3 学用品の調達、給与に関すること 4 児童生徒等の保健及び環境衛生に関すること 5 国立、公立、私立学校施設の被害調査に関すること 6 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること 7 学校給食の確保に関すること	学校教育課職員 教育指導課職員 総合教育センター職員 こども支援センター職員
		社会教育班	社会教育課長 （社会教育GL）	1 社会教育施設及び文化財の被害調査及び応急対策に関すること	社会教育課職員 是川縄文館職員 図書館職員 博物館職員

部名	部長	班名	班長	所掌事務又は業務	要員
出納部	会計管理者 (次長)	出納班	出納室次長 (出納 GL)	1 救援金の保管に関すること 2 災害関係経費の経理に関すること	出納室職員
<p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 部長の項中、括弧書きに規定する者は、当該部長が不在又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。 2 次長を2人置く部にあつては、当該部長があらかじめ指定する当該部の次長がその職務を代理するものとする。 3 班長の項中、括弧書きに規定する者は、当該班長が不在又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。 4 班長は、所属する要員を統括し、市対策本部の事務にあたるものとする。 5 職員単位の動員については、動員班（人事課）が行うものとする。 6 専門技術を要する班に対しては、該当する職員の動員を行うものとする。 7 各班における分担事務が縮小・終了した場合でも、職務に影響のない範囲で他班に動員されるものとする。 					

イ 八戸地域広域市町村圏事務組合の所掌事務又は業務

(ア) 事務局

機関名	総括	班名	班長	所掌事務又は業務	要員
八戸地域広域市町村圏事務組合事務局	事務局長(次長)	総務班	総務課長 (総務GL)	1 事務局内の連絡調整に関する事	総務課職員
		災害廃棄物処理第一班	八戸環境クリーンセンター所長 (副所長)	1 廃棄物処理施設の被害調査に関する事 2 廃棄物の処理に関する事	八戸環境クリーンセンター職員
		災害廃棄物処理第二班	八戸清掃工場長 (副工場長)	1 廃棄物処理施設の被害調査に関する事 2 廃棄物の処理に関する事	八戸清掃工場職員
		災害廃棄物処理第三班	八戸リサイクルプラザ所長 (副所長)	1 廃棄物処理施設の被害調査に関する事 2 廃棄物の処理に関する事	八戸リサイクルプラザ職員

(備考)

- 1 総括の項中、括弧書きに規定する者は、当該部長が不在又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。
- 2 なお次長を2人置く場合は、当該部長があらかじめ指定する当該部の次長がその職務を代理するものとする。
- 3 班長の項中、括弧書きに規定する者は、当該班長が不在又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。
- 4 班長は、所属する要員を統括し、市対策本部の事務にあたるものとする。

(イ) 消防本部

機関名	総括	班名	班長	所掌事務又は業務	要員
八戸地域広域市町村圏事務組合	長)	総務班	総務課長	1 市対策本部との連絡調整に関する事 2 八戸消防本部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関する事 3 職員の非常招集及び配置に関する事 4 関係機関への連絡及び消防に関する応援要請に関する事 5 緊急消防援助隊に関する事	総務課職員
		警防班	警防課長	1 災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事 2 救助活動に関する事 3 災害状況図及び警防活動図の作成に関する事	警防課職員

機関名	総括	班名	班長	所掌事務又は業務	要員
		指令情報班	指令救急課長	1 指令管制業務、救急活動に関すること 2 八戸市防災行政無線による警報等の伝達に関すること 3 通信の運用及び無線の統制に関すること 4 消防指令システム、無線設備の整備及び維持管理に関すること	指令救急課職員
		予防班	予防課長	1 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること 2 危険物施設等に関する災害情報の収集及び報告に関すること 3 消防等の広報に関すること 4 資機材の調達に関すること 5 写真記録に関すること	予防課職員
		消防署	八戸東消防署長	1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること 2 被災者の救出、救護及び捜索に関すること 3 避難の勧告、指示及び誘導に関すること 4 障害物の除去に関すること 5 罹災証明（火災）に関すること	八戸消防署員 八戸東消防署員
		八戸市消防団	八戸市消防団長	1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること 2 被災者の救出、救護及び捜索に関すること 3 避難の誘導に関すること 4 消防団員の非常召集及び配置に関すること	八戸市消防団員
(備考) 1 総括の項中、括弧書きに規定する者は、当該総括者が不在又は欠けた場合、その職務を代理するものとする。 2 次長を2人置く場合は、当該総括者があらかじめ指定する当該部の次長がその職務を代理するものとする。					

ウ 八戸圏域水道企業団の所掌事務又は業務

本部長	副本部長	水道技術管理者	危機管理監	部名	部長	班名	班長	所掌事務又は業務	要員			
八戸圏域水道企業団副企業長	事務局長	配水課長	危機管理監	総務部	経営企画課長	総務班	経営企画課長補佐	1 対策本部事務局に関する事 2 国、県及び関係市町・関係機関との調整に関する事 3 災害補助申請に係る事 4 職員の参集状況の把握に関する事 5 本庁舎の被害調査並びに応急対策に関する事 6 他の部、班に属さない事項	総務課職員 経営企画課職員 管財出納課職員			
						広報班	総務課長補佐	1 報道機関との調整に関する事 2 広報活動及び記録写真に関する事				
						物品等調達班	管財出納課長	1 車両・資機材・寝具・食糧その他の物品及び用品の調達に関する事 2 工事、調達等契約の総括に関する事 3 協力団体等の受入れ及び宿舎の確保に関する事 4 被害者に対する見舞金及び補償請求、精算に関する事				
						給水部	料金課長	給水第一班		給水装置課長	1 応急給水計画の作成に関する事 2 応急給水活動に関する事 3 応急給水支援団体の受付及び配置に関する事	料金課職員 検査室職員 給水装置課職員
								給水第二班		検査室長		
						復旧部	工務課長	復旧第一班		配水課長補佐	復旧第一班	1 無線の総括管理に関する事 2 応急復旧に伴う水運用計画及び配水計画に関する事 3 施設の情報収集及び被害調査並びに復旧に関する事
				復旧第二班	工務課長補佐				4 復旧工事の計画実施に関する事 5 復旧工事の図面・写真等資料の作成に関する事 6 工事業者等の手配及び応急の復旧の指示に関する事			

本部長	副本部長	水道技術管理者	危機管理監	部名	部長	班名	班長	所掌事務又は業務	要員
				浄水部	浄水課長	浄水班	浄水課長補佐	1 所管施設の情報収集及び復旧に関すること 2 浄水場の運転、維持管理に関すること	浄水課職員 水質管理課職員
						水質班	水質管理課長	1 水質管理に関すること	

(3) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

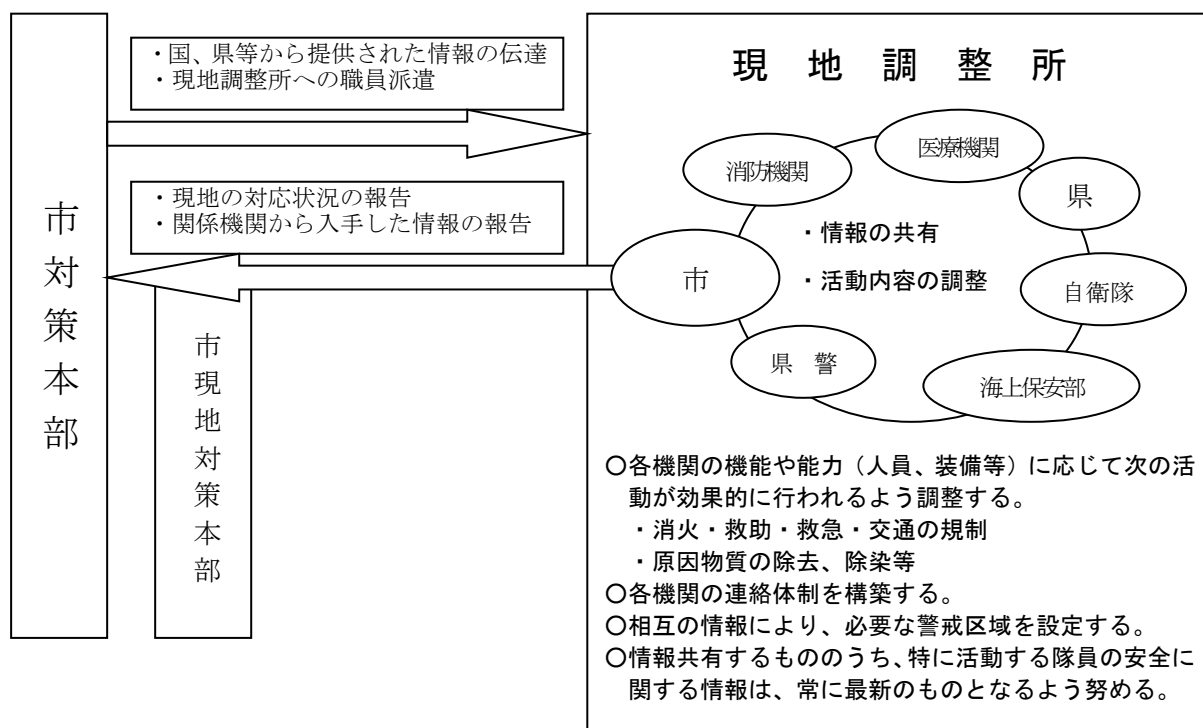
(4) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置又は緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合等において、市対策本部の事務の一部を行うために必要があると認めるときは、現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長、市現地対策本部員その他の職員は、市対策本部副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し）、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
- ② 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、最も適した場所に、テント等を用いて設置することが想定されるため、必要な備品等を整備しておく。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図るものとする。
- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることとする。

3 市対策本部長の権限

市対策本部長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置又は緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

市対策本部長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、関係機関に対し、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、国民保護措置又は緊急対処保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

4 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

この場合において、市長は、市議会に対し、市対策本部を廃止した旨を連絡する。

5 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が、必要に応じて開催する武力攻撃事態等合同対策協議会又は緊急処理事態合同対策協議会に職員を出席させ、国民保護措置又は緊急対処保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置について相互に協力する。

2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、その所掌事務に係る国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処
国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 市長は、国民保護措置又は緊急対処保護措置を円滑に実施するため、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣（以下「国民保護等派遣」という。）が必要と判断する場合、知事に対し、国民保護等派遣の要請を行うよう求める。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする青森地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては東北方面総監、海上自衛隊にあつては大湊地方総監、航空自衛隊にあつては北部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするものとする。

- ① 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。
- ③ 市が他の市町村に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、県の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、その内容について県の対策本部に連絡を行う。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 市は、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。
- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置又は緊急対処保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置又は緊急対処保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織等による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

市が被災地又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

8 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮するとともに、協力は、自発的な意思によるものであることに留意する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

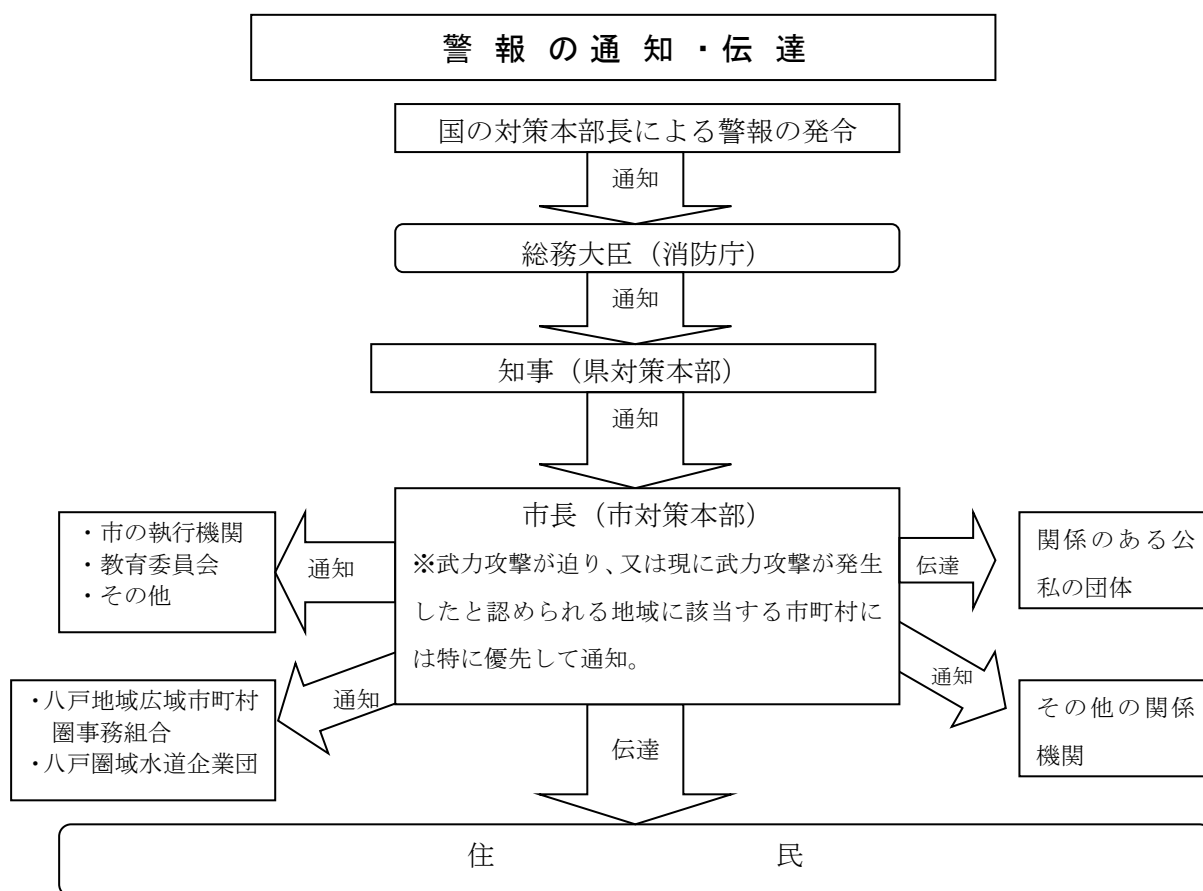
1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の他の執行機関その他の関係機関に対し警報の内容を通知する。
 ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 武力攻撃事態等における警報の内容の伝達

① 武力攻撃事態等における警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、緊急速報メール、広報車の使用、自主防災組織による伝達、町内会・自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

※ 全国瞬時警報システム（J - A L E R T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E m - n e t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

② 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会・自治会や災害時要援護者（避難行動要支援者）等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるように、県警察と緊密な連携を図る。

③ 警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者（避難行動要支援者）について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者（避難行動要支援者）に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

④ 警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

(2) 緊急処理事態における警報の内容の伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、以下のとおり行う。

- ① 市長は、知事から警報の通知を受けたときは、国の対策本部長が定める警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じ、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に伝達する。この場合において、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、緊急処理事態において警報が発令された事実等を周知するものとする。
- ② 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。
この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会・自治会や災害時要援護者（避難行動要支援者）等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。
また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるように、県警察と緊密な連携を図る。
- ③ 警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要援護者（避難行動要支援者）について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要援護者（避難行動要支援者）に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- ④ 警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

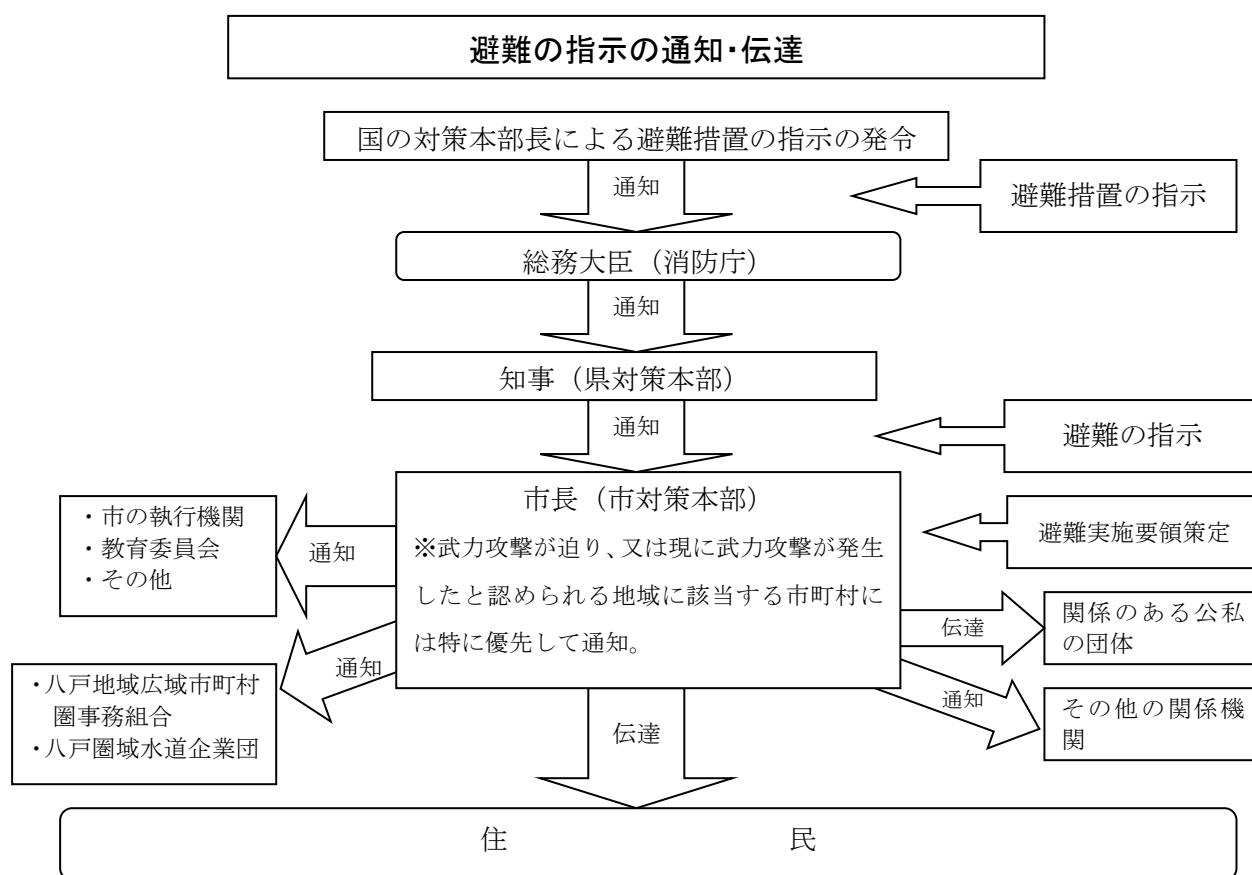
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を策定し、避難住民の誘導を行う。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考に、直ちに県、県警察等関係機関の意見を聴いた上で、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ① 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ② 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ③ その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の項目

① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会・自治会、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

（例：八戸市B 1丁目、B 2丁目の住民は「B町内会」、C 1丁目、C 2丁目の住民は「各ビル事業所及びC町内会」を避難の単位とする。）

② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

（例：避難先：H市D 1丁目1－1のH市立E中学校体育館）

③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

（例：一時集合場所：八戸市B 3丁目1－1の八戸市立B小学校グラウンドに○日15時までに集合する。集合に当たっては、徒歩又は自転車により行うものとし、要配慮者の集合については自動車の使用を可とする。）

④ 集合時間等

避難を開始する時間、集合時間や避難誘導の際の交通手段の出発時刻を可能な限り具体的に記載する。

（例：避難を開始する時間 ○日14時30分を目途に避難を開始する。）

（例：集合時間 ○日15時までに集合する。）

（例：バスの発車時刻：○日15時20分、15時40分、16時00分）

⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会・自治会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

（例：集合に当たっては、要配慮者の所在を確認して避難を促す。）

(例：集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。)

⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

(例：〇〇鉄道〇〇駅東口に集合した後は、〇日の15時30分より30分間隔で運行する〇〇鉄道〇〇線H市H駅行の電車で避難を行う。H駅到着後は、H市職員及び市職員の誘導に従って、主に徒歩でH市G中学校体育館に避難する。)

⑦ 市町村職員、消防職員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 要配慮者への対応

要配慮者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

(例：誘導に当たっては、要配慮者を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や町内会・自治会など地域住民にも、民生委員等の福祉関係者との連携の下、市職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。)

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

(例：市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。)

避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、水、食料、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それらの支援内容を記載する。

(例：避難誘導要員は、〇日〇時に、避難住民に対して水、食料を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。)

⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最小限の携行品、服装について記載する。

(例：携行品は、数日分の水や食料、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯、携帯電話等、必要なものを入れた非常持ち出し品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴等を履くようにする。)

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(例：緊急連絡先：八戸市国民保護対策本部 担当〇〇〇〇

T E L 0178-XX-XXXX F A X 0178-XX-XXXX)

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

- ① 避難の指示の内容の確認
(地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態)
- ② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握 (屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))
- ⑤ 輸送手段の確保の調整 (※輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- ⑥ 災害時要援護者 (避難行動要支援者) の避難方法の決定 (避難支援プラン、災害時要援護者 (避難行動要支援者) 支援班の設置)
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)
- ⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)
- ⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 (県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 国の対策本部長等による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取 (武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等) 及び国の対策本部長からの情報提供の求め (同法第6条第4項等) に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

緊急対処事態における政府による利用指針の調整への対応については、武力攻撃事態等における国の対策本部長による利用指針の調整への対応についてと同様とする。

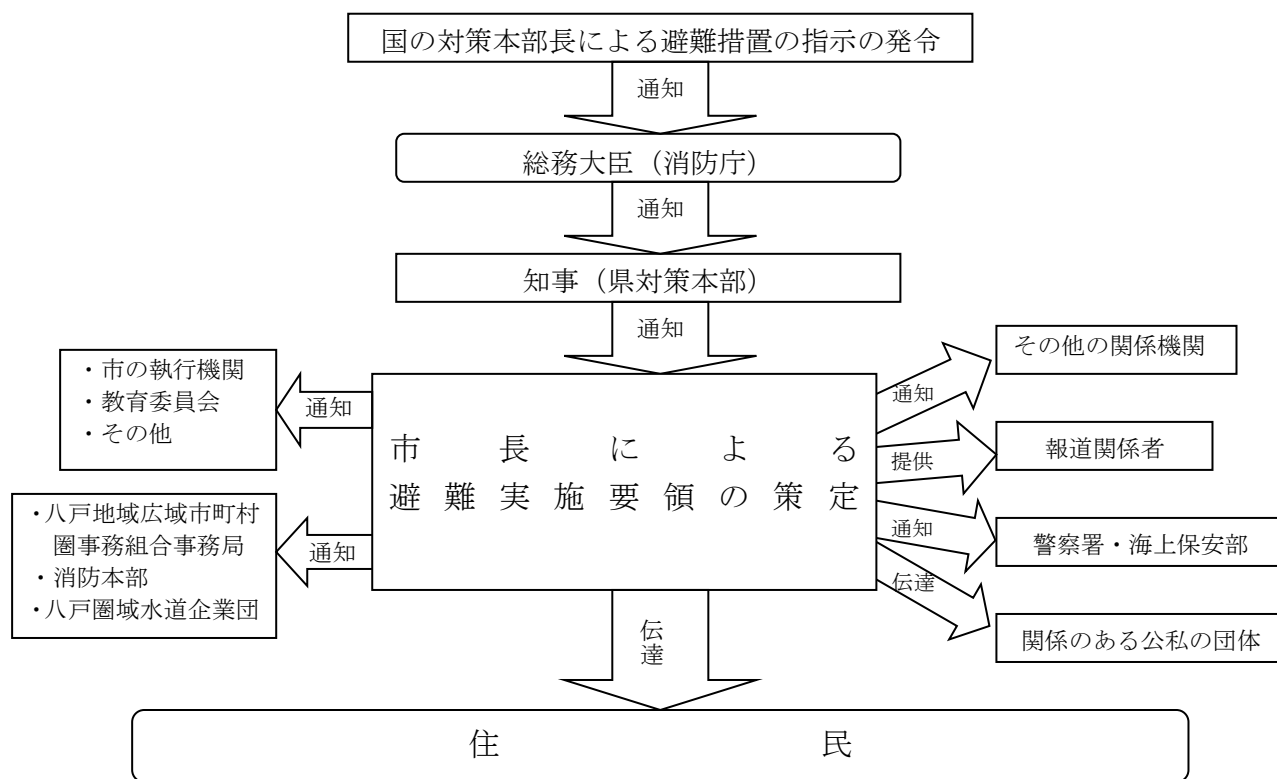
(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を、市の他の執行機関、消防長、八戸地域広域市町村圏事務組合事務局長、八戸圏域水道企業団副企業長、八戸警察署長、八戸海上保安部長、及び自衛隊青森地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

避難実施要領の通知・伝達



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合は、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に車両を配備し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な災害時要援護者（避難行動要支援者）

第3編 武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処
の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導
を行うものとする。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつ
つ、町内会・自治会、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、災
害時要援護者（避難行動要支援者）に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認
等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

また、消防本部及び消防署は、市の避難実施要領で定めるところにより、避難住民
の誘導を行うこととされていることから、市長は、八戸地域広域市町村圏事務組合の
管理者に対し、消防長等に対して必要な措置を講ずべきことを指示するよう求めるな
ど、必要な連携を図る。このため、平素から市国民保護計画や避難実施要領のパター
ンの作成等に当たっては、消防本部と十分な調整を行うものとする。

（3）避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な
対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長、又は国民保護措置若し
くは緊急対処保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（以下、「警察署長等」
という。）に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）に
よる避難住民の誘導を要請する。

なお、市長は、警察署長等に対して警察官等による避難住民の誘導を要請した場合
は、その旨を知事に通知する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、
市長はその時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機
関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できる
よう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有
や活動調整を行う。

（4）自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長・自治会長等の地
域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協
力を要請する。

（5）誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、八戸圏域水道企業団及び県と連携して、食品
の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提
供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等ととも
に、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 要配慮者への配慮

市長は、要配慮者の避難を万全に行うため、災害時要援護者（避難行動要支援者）支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、災害時要援護者（避難行動要支援者）への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(7) 大規模集客施設等における施設滞在者等の避難

大規模集客施設や旅客輸送施設についても、市は施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

① 特定動物等の逸走対策

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、特定動物等が逸走した場合は、県と連携して、住民及び避難住民への周知を図るとともに、県、警察等関係機関の求めに応じ、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置について協力する。

② 家庭動物等の保護等

市は、県と連携して、所有者等が行う要避難地域等において飼養され又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、相談・助言等の必要な措置を実施する。

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して、食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講じる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるための必要な措置を講じる。

4 事態の類型等に応じた留意事項

(1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、この場合には、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて対応することを基本とし、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、所要の検討を進めていくこととする。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

① 国の対策本部長による避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立ち入り禁止を徹底する。

- ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

○ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

○ 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

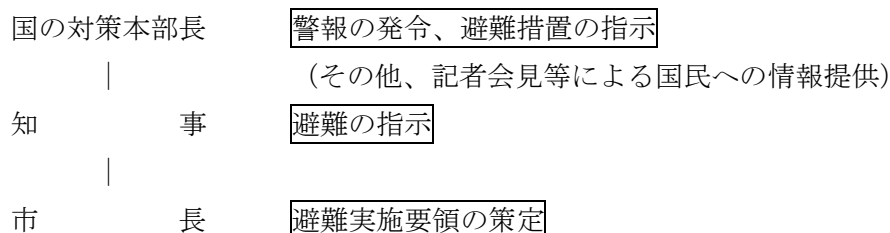
特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃に伴う警報が発令された場合には、警報と同時に住民を屋内に避難させることが必要である。このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難することとなる。
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

【弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ】

ア 国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるよう、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

- ③ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで、屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

(4) 航空攻撃の場合

- ① 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置が広範囲に指示されることとなる。このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。
- ② その後、事態の推移、被害の状況等に応じ、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難実施要領の策定及び避難住民の誘導を行う。

(5) NBC攻撃の場合

市長は、NBC攻撃の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療の提供及び助産
- ⑤ 被災者の捜索及び救出
- ⑥ 埋葬及び火葬
- ⑦ 電話その他の通信設備の提供
- ⑧ 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を受けた住宅の応急修理
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の3の(13)「避難住民の運送の求め等」に準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）」（以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

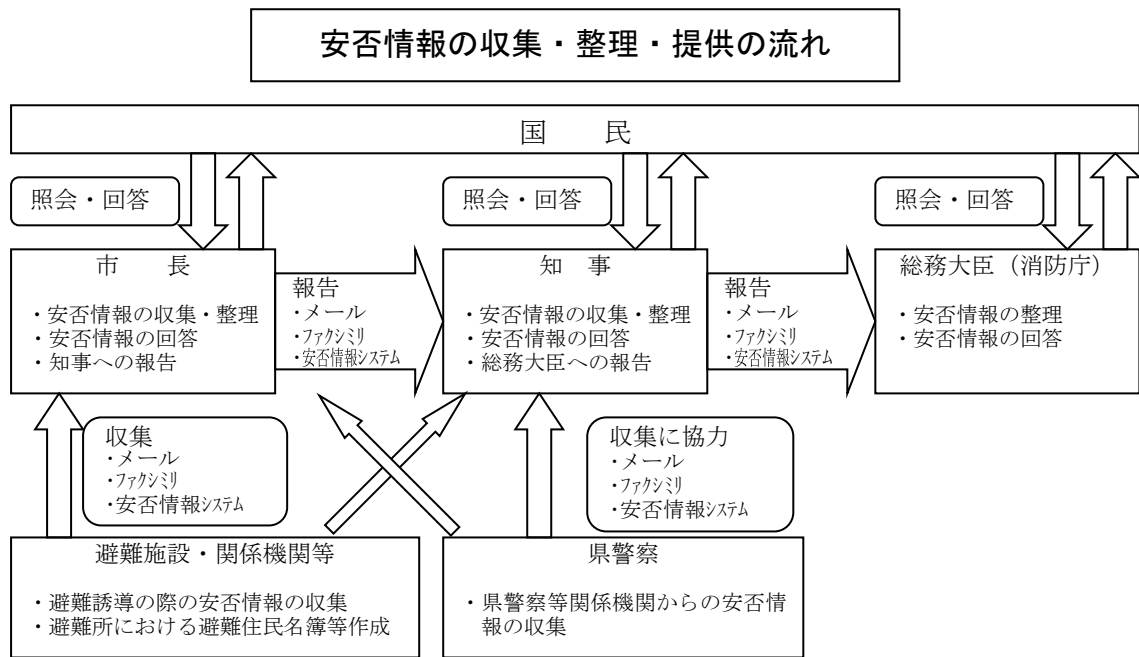
(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置又は緊急対処保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。



収集項目

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）
- ⑥ 国籍
- ⑦ 上記①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷（疾病）の該当
- ⑨ 負傷又は疾病の状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意

1 安否情報システムの利用

市は、安否情報の収集・提供を行う場合は、総務省（消防庁）が運用する「安否情報システム」を利用するなど、効率的かつ安定的な安否情報の収集・提供を行うものとする。

2 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市長は、当市の区域内に存する避難施設若しくは医療機関に收容され、又は入院している避難住民等について、安否情報を収集し、整理するとともに、これを適時に知事に報告する。この場合において、市長は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に避難者名簿を作成する等により安否情報の収集を円滑に行う。

また、市の他の執行機関は、その保有する安否情報を積極的に市長に提供するなど、市長が行う安否情報の収集に協力する。

(2) 安否情報収集の協力要請

市長は、消防機関からの情報収集を行うほか、あらかじめ把握している運送機関、医療機関、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を要請する。

なお、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

3 県に対する報告

市長から知事への安否情報の報告は、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）の送付により行うものとし、これらの方法によることができない場合は、ファクシミリ装置を用いた送信、口頭、電話その他の方法により安否情報の報告を行う。

なお、様式第3号は資料編に掲載する。

4 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びファクシミリ番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号の安否情報照会書を提出することにより受

け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、電子メール、ファクシミリ、口頭、電話その他の方法での照会も受け付ける。

- ③ 安否情報の照会に当たっては、照会をする理由、照会に係る者を特定するために必要な事項等を明らかにさせるとともに、必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）の提示を求めるものとする。また、窓口における書面の提出による照会以外の場合であっても、同様に、必要な事項を明らかにさせるものとする。

なお、様式第4号は資料編に掲載する。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号の安否情報回答様式により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

なお、様式第5号は資料編に掲載する。

(3) 個人情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

5 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社青森県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、4(2)・(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処

第1 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置又は緊急対処保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防本部の消防吏員は、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報するものとする。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

なお、市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには「屋内への退避」を指示する。

「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく、移動するよりも屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

【退避の指示の一例】

- ・「〇〇町〇〇、△△町〇〇」地区住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅ろうな建物などの屋内に一時退避すること。
- ・「〇〇町〇〇、△△町〇〇」地区住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行うとともに、直ちに、その旨を公示する。

- ② 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

- ① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- ② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- ③ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ④ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ② 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防長と連携し、消防機関による武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等又は緊急対処事態における攻撃や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その設備及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長等は、市の区域を管轄する消防機関の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、他の市町村長等に対し、青森県消防相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長等は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害若しくは緊急処理事態における災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画、緊急消防援助隊の運用に関する要綱及び青森県緊急消防援助隊受援計画等に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長等は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長等から青森県消防相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防長と連携し、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消防長と連携し、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ③ 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、消防長と連携し、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、設備・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ⑤ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

(2) 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

① 対象

ア 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

イ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

② 措置

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、危険物質等について措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生防止

市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから、同法に定める措置を行うことを基本とする。

また、石油コンビナート等は危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当することから、石油コンビナート等災害防止法に基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。

第4 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行

いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部局においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健所等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染拡大防止のための措置

市長又は八戸地域広域市町村圏事務組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

対象物件等措置（国民保護法第108条）

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

第3編 武力攻撃事態等又は緊急処理事態への対処

市長又は八戸地域広域市町村圏事務組合の管理者は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長又は八戸地域広域市町村圏事務組合の管理者は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ファクシミリ等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
なお、県に対する報告に当たっては、青森県総合防災情報システムを活用する。
- (4) 市は、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について第2編第1章第4の4に定める様式に従い、電子メール、ファクシミリ等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。
その際、特に迅速な情報伝達のため、様式の送付とあわせて、電話でも連絡する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市と八戸圏域水道企業団は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、八戸市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 八戸圏域水道企業団は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施するものとする。

② 八戸圏域水道企業団は、八戸市地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備するものとする。

③ 八戸圏域水道企業団は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、その旨を市に報告するものとする。報告を受けた市は、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、八戸市地域防災計画の定めに基づいて「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）及び「青森県災害廃棄物処理計画」（平成30年青森県）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等又は緊急処理事態においては、生活関連物資等の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、八戸圏域水道企業団と連携し、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、道路等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義について】

千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

① 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形。資料編に掲載する。）

② 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は資料編に掲載する。）。

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる（「市町村の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考。）。

① 市長

- ・市の職員で、国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- ・消防団長及び消防団員

② 消防長

- ・消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの

- ・消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で、国民保護措置に係る職務を行うもの
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国・県その他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。